

信託協会創立 100 周年記念シンポジウム

伊藤長官 祝辞

(令和 8 年 2 月 24 日 (火) 14:05~14:10)

金融庁長官の伊藤です。この度、信託協会が創立 100 周年を迎えられましたことに、心よりお祝い申し上げます。我が国の信託制度が、国民の暮らしと経済を支える確かな仕組みとして発展してきたのは、信託協会ならびに会員の皆様の長年にわたるご尽力の成果であり、深く敬意を表します。

我が国の信託制度の歴史において、本格的な信託制度の基礎となった大正 11 年の「信託法」・「信託業法」の制定以降、二つの大きな転機があったと考えています。

一つは、平成 16 年の信託業法の全面改正です。大正期以来 82 年ぶりの抜本的な見直しにより、知的財産権や担保権など、受託可能財産の範囲が拡大されました。加えて、金融機関以外の事業会社にも信託の担い手が拡がり、利用者が信託にアクセスしやすい環境が整備されました。

もう一つは、平成 18 年の信託法改正とそれに伴う信託業法の整備です。自己信託などの新しい形態の信託が創設され、受託者の義務内容の合理化なども行われました。これに伴い、信託業法においても、自己信託に対する規制の整備や、善管注意義務・忠実義務等の管理運用上の義務付けなど、新しい信託の活用と受益者保護の両立を目指す改正が行われました。

こうした法制度の整備により、自己信託を活用した貸付債権の流動化など、様々な信託サービスの開発・活用が進みました。今では、信託は国民の資産形成や企業活動を支える重要な基盤となり、信託財産総額が 1,800 兆円を超える規模へと成長していることを喜ばしく思います。

しかし、この成果は、法制度の整備だけで成し得たものではありません。信託銀行や信託会社、研究者など、信託に携わる全ての方々による実務と信託の積み上げ、そして、こうした方々を 100 年にわたり支えてきた信託協会の存在があってこそのものであります。信託実務の研究・標準化、人材育成や学術振興、積極的な情報発信など、信託協会が時代に応じて積み重ねてこられた取組の一つ一つが、信託制度の普及と発展に多大な貢献を果たしてきたことは、申し上げるまでもありません。

現在、私たちを取り巻く環境は、高齢化・デジタル化の進展等により大きく変化しています。

人生 100 年時代において、次世代への「資産・事業の承継」は大きな課題です。特に、我が国を支える数多くのファミリー企業の事業承継を円滑に進めるためには、その企業の理念や創業家の役割等を踏まえたガバナンスの仕組みの検討など、ファミリービジネスや事業承継への深い理解と信託実務の高度化が必要になると考えています。また、ステーブルコインやデジタル証券など資産の「デジタル化」が進む中、分別管理や倒産隔離といった信託の機能は、利用者保護の観点から一段と重要性を増しています。

政府としても、「資産運用立国」の取組を更に推進・発展させ、企業の持続的な成長や企業価値向上を支える成長投資を促進するため、金融戦略を本年夏までに策定いたします。その中で、コーポレートガバナンス改革などを通じた企業の「稼ぐ力」の向上や、受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上といったテーマについても検討していく予定であるところ、「信託」がその推進の一翼を担うことは疑いありません。

このように、「信託」に対する社会的関心と期待は高まるばかりです。信託業界として様々な課題を乗り越え、信託の更なる発展を実現するためには、信託協会が要となって、業界全体の連携・協調を図っていくことが不可欠となります。信託協会の皆様におかれては、これまでの協会活動で培ってきた知見を活かして、信託業界の健全な発展、ひいては日本経済の成長のために引き続きご尽力いただくことを切に願っております。

最後になりますが、信託協会のこれまでの多大なご尽力に、改めて深く感謝申し上げます。次の百年が、我が国の多様な社会課題の解決に向けて、信託の信頼性と専門性がより一層その力を発揮する時代となりますよう、心よりお祈り申し上げます、私の祝辞といたします。

本日は、誠にありがとうございます。

(以 上)